OSA通信

=第57号=

★与党(自民党・公明党)が平成27年度税制改正大綱を発表

皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年12月30日(火)に平成27年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は一部のみ抜粋させていただきました)。個人関連では、消費税増税に関連した贈与税改正や、世代間の資産移転を促す税制の創設が目立ちます。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月中に国会提出の見込みです。 (長掛栄一)

◎平成27年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目			内容		時期等
相続税 • 贈与税	等資金の贈与を受けた で延 場合の贈与税の非課税 (1)住		の措置を講じた上、適用期限を平成31年6月30日ま 長する。 主宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含 たれる消費税等の税率が10%である場合			平成27年1月 1日〜平成31 年6月30日の 贈与に適用
			良質な住宅用家屋 左記以外の住			住宅用家屋
			東日本大震災の 被災者	左記以外の者	東日本大震災の 被災者	左記以外の者
	平成28年10月~平成29年9月		3,000万円	3,000万円	2,500万円	2,500万円
	平成29年10月~平成30年9月		1,500万円	1,500万円	1,000万円 —	1,000万円
	平成30年10月~平成31年6月			1, 200万円		700万円
				宅用家屋 	左記以外の	住宅用家屋
			東日本大震災の 被災者	左記以外の者	東日本大震災の 被災者	左記以外の者
	~平成27年12月 平成28年1月~平成29年9月		1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円
				1, 200万円		700万円
	平成29年10月~平成30年	年9月	1, 30077	1,000万円	1,000,511	500万円
	平成30年10月~平成31年	≢6月		800万円		300万円
			-定の措置を講じた上で、その適用期限を平成31年6月 日まで延長する。			
	結婚・子育て資金の一 括贈与に係る贈与税の 非課税措置の創設	登録	個人(20歳以上50 の支払いに金融以上50 の支払いに、金融以上で を拠出以にはの の万度課婚の をのの ででいる をのでで でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる で	任 年3月31日までの間に拠出されるものに 限り適用		

	·		第3/5 祝♂
税目	項目	内容	時期等
相続税 • 贈与税	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し	(1)適用期限を平成31年3月31日まで延長。 (2)特例対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券 代、留学渡航費等を加えるなど、一定の見直しを行う。	〜平成31年3月 31日までの資金 の拠出に適用
	非上場株式等に係る 贈与税・相続税の納 税猶予制度の見直し	★次の見直し等所要の措置を講ずる ・経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例贈与非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除。	
所得税 • 住民税	未成年者口座内の少額 上場株式等に係る配当 所得及び譲渡所得等の 非課税措置(ジュニア NISA)の創設	未成年者である居住者に対し、現行のNISAと同様の制度 を創設する。NISAとの相違点は次の通り。 (1)口座開設:その年1月1日おいて20歳未満及び出生し た日の属する年に限る (2)非課税額:80万円/年	非課税管理勘定 平成28年~平成 35年 継続管理勘定 平成36年~平成 40年
	NISAの見直し	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について次の見直しを行う。 (1)非課税限度額:100万円→120万円に引き上げ	平成28年分以降 の非課税管理勘 定に適用
	住宅取得等に係る措置 の適用期限延長	次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限を延長 ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得 税額の特別控除の控除額に係る特例 など	適用期限を平成 29年12月31日 から平成31年6 月30日まで延長
	国外転出をする場合の 譲渡所得等の特例の創 設	国外転出をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等を有する場合には、当該国外転出の時に当該有価証券等の譲渡等をしたものとして、譲渡所得等の金額を計算する。併せて、帰国時や相続・贈与及び納税猶予規定も整備する。※特例の対象者(次の条件を全て満たす者)・上記有価証券等を1億円以上保有する者・国外転出の日前10年以内に、国内に住所等を有していた期間の合計が5年超である者	平成27年7月1 日以後の国外転 出に適用
	特定の資産の買換えの 場合等の課税の特例	一定の見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から 国内にある土地、建物等への買換えについて適用期限を2 年3月延長する。	平成29年3月 31日まで
	財産債務明細書の 見直し	(1)提出基準の見直し(次の条件を全て満たす者) ・その年分の所得が2,000万円超であること ・その年の12月31日において有する財産の合計額が3 億円以上であること(追加)	平成28年1月1 日以後提出分か ら適用
	ふるさと納税制度の 拡充	(1)特例控除限度額を個人住民税所得割の2割に引き上げ (2)確定申告不要な給与所得者等が寄付を行う場合は「ふ るさと納税ワンストップ特例制度」を創設	平成28年度分以 後の住民税に適用
固定 資産税	空家等への対応	特定の空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資 産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外	
不動産 取得税	特例の適用期限延長	次の特例の適用期限を3年延長 ・住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例(税率3%) ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の1/2とする特例措置	平成30年3月 31日まで
法人税	税率の引き下げ	税率:25.5%→23.9%に引き下げ中小法人の軽減税率の特例(15%)は2年延長	平成27年4月1日 以後開始事業年度
消費税	10%引上げ時期の 変更等	・引上げ施行日を平成29年4月1日とする ・引上時の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする ・景気弾力条項を削除する	